

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は松本大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学則に基づき、学生の自治的行動により、学生生活の安定向上と学生相互の親睦をはかり、大学を充実発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に定めた目的を達成するため、次に定めた事業を行う。

- (1) 学術・スポーツおよび文化の振興に関する活動
- (2) 学生の厚生に関する活動
- (3) 外部団体との交流と親睦を深め、情報を交換する活動
- (4) 教職員と学生相互の親睦をはかる活動
- (5) 刊行物の発行・インターネットへの公開等に関する活動
- (6) 学生大会の決議に基づく活動
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第2章 組織

(会員)

第4条

- (1) 本会は全学生を会員とし、これによって構成する。
- (2) 会員は第3条の事業を遂行するために学友会に参加する権利を有し、義務を負う。

(機関)

第5条 本会を運営のため、次の機関をおく。

- (1) 学生大会
- (2) 常任委員会
- (3) 監査委員
- (4) 選挙管理委員
- (5) クラブ協議会

第3章 学生大会

(招集)

第6条 最高議決機関である学生大会は、全会員によって構成され、次の場合、学友会長・副学友会長・書記・会計（以下「常任四役」という）がこれを招集する。

- (1) 定期大会（4月）
 - (2) 常任委員会が必要と認めた時
 - (3) 会員の3分の1以上の者の連署による請求があった時
- (定足数及び資格審査)

第7条 学生大会は、全会員の過半数の参加をもって成立する。また、委任による参加も認める。

2 資格審査員は定足数との照合を行い、議長および学友会長に大会の成立の可否を報告する。なお、資格

審査委員は常任委員会が指名する。

(告示)

第8条 学生大会の招集は、開会の日時、場所及び議題その他必要事項とともに開会の7日前までに、告示しなければならない。

(大会の議長)

第9条 学生大会に議長を1名おく。議長は常任委員会が指名し職務にあたる。

(大会の書記)

第10条 大会に書記3名をおく。書記は常任四役の書記がこれにあたる。

(議事録)

第11条 大会において、書記は議事録を作成しその末尾に署名しなければならない。

その議事録は10日以内に大会議長に提出し、その署名を受けた後、書記はそれを管理する。

2 議事録の保管期間は5年間とする。

(議決事項)

第12条 学生大会は、次にかかげる事項を議決する。

- (1) 基本的活動方針の決定
- (2) 会則の改正及び諸規定の制定・改廃
- (3) 事業計画及び予算に関する事
- (4) 事業報告及び決算に関する事
- (5) 常任委員会の選任に関する事
- (6) 監査委員の選任に関する事
- (7) その他学友会長が必要と認めた事項

(議決)

第13条 議決事項は、参加者総数の過半数をもって成立する。

2 議決に際し、資格審査をその都度行う。

第4章 常任委員会

(常任委員会)

第14条 学生大会に次ぐ議決機関とする。

(構成)

第15条 常任委員会は、常任四役、報道局・渉外局・体育局・学祭局の正副局長、クラブ協議会の正副会長で構成する。また、必要に応じて役員を置くことができる。

2 正副局長の選出は、常任四役が指名する。

3 クラブ協議会の正副会長は、クラブ協議会の総会で選出される。

4 常任委員会構成員の任期は1年間とする。

5 各事業の運営に際し、常任四役が認めた場合は担当局を置くことができる。正副局長の選出は、常任四役が指名する。

(招集)

第16条 常任委員会は、学友会長が必要と認めた時に、招集する事ができる。常任委員会構成員の4分の1以上の者から常任委員会招集の請求があった時は、学友会長はこれを招集しなければならない。

2 招集は、開会の3日前までに、これを告示しなければならない。但し、急を要する場合は、この限りで

はない。

(議事運営)

第 17 条 常任委員会は、常任委員会構成員数の半数以上の構成員が出席しなければ、会議を開く事ができない。

2 常任委員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、学友会長の決するところによる。

(報告)

第 18 条 各事業の運営にあたる役員は、事業の進行に関する情報を常任委員会構成員に対し、遅滞なく報告するものとする。

第 5 章 常任四役

(常任四役)

第 19 条 常任四役は常任委員会を運営し、学生大会で承認された各局の方針を円滑に執行させる任にあたる。

(常任四役の選出)

第 20 条 常任四役の選出は立候補制とし選挙を行う。ただし、立候補できるのは 1～3 年生で、4 年生は選挙権のみを有する。選挙は原則として 12 月末までに実施する。

(構成)

第 21 条 常任四役は原則として、学友会長（常任委員長）1 名、副学友会長（副常任委員長）6 名、書記 6 名、会計 6 名で構成される。

2 学友会長は、常任委員会を統轄する。

3 副学友会長は、学友会長を補佐し、学友会長に事故があるときは、学友会長の職務を行う。

4 書記は、役員会の会議録を作成し、その末尾に署名してこれを保管する。保管期間は 3 年間とする。

5 会計は、本会の会計事務を行う。

6 常任四役の任期は 1 年間とする。

第 6 章 局

(局の役割)

第 22 条 学生大会で承認された、各局の方針を執行する機関である。

(局の種類)

第 23 条 局には、学祭局・体育局・報道局・渉外局を置く。

(構成)

第 24 条 学祭局を除く各局にはそれぞれ、局長 1 名・副局長 6 名・書記 3 名の役員を置く。但し、必要な場合は、若干の増減を認める。

2 学祭局には、局長 1 名・副局長 18 名の役員を置く。但し、必要な場合は、若干の増減を認める。

3 役員を選出は、常任四役の指名による。

4 役員の任期は 1 年間とする。

(局会議の招集)

第 25 条 局員からなる各局会議は、局長がこれを招集する。

第 7 章 その他の機関

(監査委員)

第 26 条 監査委員は、本会の事業に関する監査を行う。

- 2 監査委員は学生大会において選出する。
- 3 監査委員は、常任委員会構成員と兼ねることができない。
- 4 監査委員の任期は、学生大会における選出後 1 年とする。

(選挙管理委員)

第 27 条 選挙管理委員は、本会の選挙に関する会務を行う。

- 2 選挙管理委員は、常任四役で構成する。

(クラブ協議会)

第 28 条 クラブ協議会は、各クラブ、同好会をまとめ、その活動の発展を図る。

- 2 クラブ協議会及びクラブの構成・運営に関しては別に定める。

第 8 章 会計

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 本会の経費は、会員の納入会費等をもって、これに充てる。
- 3 会員の会費は、学生大会において決定する。会費は会員 1 名につき 15,000 円とする。
- 4 本会会計事務は、常任委員会会計の他、本学学生課に委嘱する。

(予算)

第 30 条 本会の予算は、常任委員会において予算案を作成し、学生大会で議決する。

(決算)

第 31 条 毎会計年度会計は、決算に関する書類を作成し、監査委員がこれを監査する。

- 2 決算は、毎会計年度終了後、2 ヶ月以内に学生大会の承認をえなければならない。

附則

- 1 この会則は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。
- 1 この会則は、2022 年 7 月 1 日から施行する。

第1章 総則

(選挙管理委員)

第1条 選挙管理委員は常任四役で構成する。

(目的)

第2条 本委員は松本大学学友会学則に定める学友会長・副学友会長・書記・会計（以下「常任四役」という）を公選する選挙制度を確立し、大学生活における民主的なる学友会の発展を期することを目的とする。

第2章 常任四役の選出

第1節 選挙権

(選挙権)

第3条 学友会会員は、投票権を有する。

(被選挙権)

第4条 常任四役の被選挙権を有する者は、学友会会員1年生、2年生および3年生とする。また、選挙実施時に松商短期大学部からの編入学が決定している学生については、被選挙権を認めるものとする。

第2節 選挙期日

(選挙期間)

第5条 投票は原則として12月末までに実施する。但し、日時は選挙管理委員がこれを定め告示する。

第3節 投票

(投票)

第6条 投票は選挙管理委員の定める方法で行う。

- (1) 選挙は投票により無記名で行う。
- (2) 投票は、一人一票に限る。
- (3) 投票は、所定の用紙を用い定められた書式に従って行い、これを所定の場所に設置した投票箱に入れる。
- (4) 電子投票を実施する場合は、選挙管理委員が定める方法・書式に従う。

第4節 開票

(開票)

第7条 開票は選挙管理委員が行う。

(開票場)

第8条 開票は選挙管理委員の定めた場所で行う。

(無効投票)

第9条 下記の票は無効とする。

- (1) 所定の投票方法及び書式に反するもの
- (2) その他選挙管理委員が不相当と認めた者

第5節 常任四役の候補者

(立候補の届け出)

第10条 常任四役に立候補するものは選挙管理委員の規定する期間に選挙管理委員に所定の文書を届け出なければならない。

(立候補者の責任者)

第11条 立候補者は推薦責任者を1名必要とする。

2 立候補した者は推薦責任者になることはできない。

(立候補の取り消し)

第12条 立候補を止めるときには、少なくとも投票日の5日前までに選挙管理委員に届け出なければならない。

第6節 当選者

(当選者)

第13条 定数1名については最多数を得たものを当選とし、定数が複数の場合については上位から当選とする。

第7節 選挙特例

(候補者1名の場合)

第14条 候補者1名の場合は信任投票によって決を採る。

(立候補者なきとき及び不信任の場合)

第15条 期間内に立候補者なきとき及び不信任の場合は、再度候補者を募り同じ手続きによる選挙を行う。

第8節 選挙運動

(運動期間)

第16条 選挙運動期間は立候補のあった日から投票開始前日までとする。

(立会演説会)

第17条 立会演説会を実施する場合は、選挙管理委員の規定する日時に行う。

(公示物)

第18条 選挙運動による公示物の場所および枚数は選挙管理委員が指定する。

第9節 罰則

(違反行為)

第19条 立候補者に選挙違反があると認められた場合、選挙管理委員は即座に立候補の取り消しおよび当選の取り消しをすることができる。

第3章 補則

第20条 本会は特別な事情がない限り選挙が終わると同時に選挙に関する一切の権限を放棄する。

第21条 本会則の改正は学友会常任委員会において全委員の過半数以上の賛成をもって発議し学生大会で決議する。議決は、参加者総数の過半数をもって成立する。

附則

- 1 この会則は平成 28 年 11 月 11 日から施行する。
- 2 この会則は 2022 年 7 月 1 日から施行する。